特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名			
4	岐阜市	予防接種に関する事務	基礎項目評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・岐阜市では「岐阜市特定個人情報ファイル安全管理規程」を定めており、特定個人情報保護評価 については本規定を活用したリスク評価を実施している。

・予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岐阜市長

公表日

令和3年12月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1 因廷用取				
1. 特定個人情報ファ	マイルを取り扱う事務			
①事務の名称	予防接種に関する事務			
②事務の概要	1. 予診票の発行 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種及び高齢者用肺炎球菌感染症の予防接種の対象者に、接種を促すために、個別で予診票を発行する。なお、未成年者に郵送する際には、宛名は世帯主としている。 2. 接種情報の記録 予防接種終了後に、医療機関等から提出された予診票を基に、接種日、接種医療機関を記録する。 3. 接種の勧奨 予防接種の対象者に接種を促すため、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種の実施後に接種記録等を記録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種証明書の交付を行う。			
③システムの名称	 ・健康管理システム ・共通基盤連携システム ・中間サーバ ・福祉総合管理システム ・ワクチン接種記録システム(VRS) ・サービス検索・電子申請機能 			
2. 特定個人情報ファ	マイル名			

予防接種ファイル

3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。) ・別表第一省令第10条、第67条の2 3 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年岐阜市条例第54号。以下「条例」という。) ・条例第4条第1項 別表第1の1の項				
4 情報提供さいトロークシフテムによる情報連集					

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1)実施する 2)実施しない ①実施の有無 実施する 3) 未定 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防 接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の 項、16の3の項) ②法令上の根拠 ・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個 人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省 令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項

5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	5阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課			
②所属長の役職名	惑染症対策課長、新型コロナウイルスワクチン接種対策課長			
6. 他の評価実施機関				
_				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策 課			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課 電話:058-252-0615、058-252-0538			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[<選択肢>			万人未満 万人未満	
		令和3年	9月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和3年	9月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類							
[基礎項目評価	書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない								
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・済	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	序 発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					

変更箇所

変更箇	_	de Table o Rock	**************************************	Am at and the	Am a track Mary — her or Alfred
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務(②事務の概 要)	_	接種の勧奨について、マイナポータルのお知ら せ機能等を追記	事前	任意の事前提出(子育てワン ストップサービスへの対応)
平成29年6月30日	I-3 個人番号の利用(法令 上の根拠)	3 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ 〈個人番号の利用に関する条例(案)	3 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ 〈個人番号の利用に関する条例 (平成27年岐阜市条例第54号。以下「条例」と いう。) ・条例第4条第1項 別表第1の1の項	事後	条例改正により追加
平成29年6月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠) ・なし ・本の ・本の ・本の ・本の ・本の ・アークシステムによる情報提供は行わない。	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は 市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報) に「予防接種法による予防接種の実施に関する 情報であって主務省令で定めるもの」が含まれ る項(16の2の項)	事前	任意の事前提出(情報提供 ネットワークシステムによる情報連携への対応)
平成29年6月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	(別表第二における情報照会の根拠)	(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は 市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防 接種法による予防接種の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (16の2の項)の追加	事前	任意の事前提出(情報提供 ネットワークシステムによる情報連携への対応)
平成29年6月30日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	地域保健課長 岩田 昌子	地域保健課長 山崎 勲	事後	人事異動後の提出のため
平成29年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成29年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成29年6月30日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	地域保健課長 岩田 昌子	地域保健課長 山崎 勲	事後	人事異動後の提出のため
令和1年6月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	地域保健課長 山崎 勲	地域保健課長	事後	様式変更のため
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	-	Ⅳ リスク対策	事後	様式変更のため
令和3年3月12日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	1. 予診票の発行 予防接種の対象者に、接種を促すために、個別で予診票を発行する。なお、未成年者に郵送する際には、宛名は世帯主としている。 2. 接種情報の記録 予防接種終了後に、医療機関等から提出された予診票を基に、接種日、接種医療機関を記録する。 3. 接種の関を記録する。 3. 接種の関ションでは、のお知らせ機能で通知する。	1. 予診票の発行 予防接種法(昭和23年法律 第88号)による予防接種、新型インフルエンザ 等対策特別措置法(平成24年法律第31号)によ る予防接種及び高齢者用肺及球菌感染症の予 防接種の対象者に、接種を促すために、個別で 予診票を発行する。なお、未成年者に郵送する 際には、宛名は世帯主としている。 ②. 接種情報の記録 予防接種終了後に、医療 機関等から提出された予診票を基に、接種日、 接種医療機関を記録する。 3. 接種の勧奨 予防接種の対象者に接種を促 すため、郵送又はマイナポータルのお知らせ機 能で通知する。	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の追加に伴い、対象の予防接種の種類を明記するため
令和3年3月12日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)・番号法第9条第1項 別表第一の10の項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。)・別表第一省令第10条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の20項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令人総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。)・別表第一省令第10条、第67条の2	事前	番号法別表第1の93の2の項及び別表第一省令第67条の2(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務)の追加のため
令和3年3月12日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二における情報提供 の根拠)	・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は 市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報) に「予防接種法による予防接種の実施に関する 情報であって主務省令で定めるもの」が含まれ る項(16の2の項)	・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は 市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報) に「予防接種法による予防接種の実施に関する 情報であって主務省今で定めるもの」が含まれ る項(1602の項、1603の項) ・第三欄(情報提者)が「厚生労働大臣、都道 府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄 (特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策 特別措置法による予防接種の実施に関する情 報であって主務省今で定めるもの」が含まれる 項(11502の項)	事前	115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務)を追加するものはあわせて記載漏れにより16の3の項を追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二における情報照会の根拠)	・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は 市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防 接種法による予防接種の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (16の2の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ・第一欄(事務)に「予防接種法による給付 (同法第十五条第一項の疾病に係るものに限 る。)の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの」が含まれる項(17の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の 支給又は実費の徴収に関する事務である 第一個(情報照会者)が「市町村長」の項のう ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付 (同法第十五条第一項の障害に係るものに限 る。)の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの」が含まれる項(19の項)	16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2 の項	事前	115の2の項(新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種に関する事務)を追加するため(あわせて字句を 整理)
令和3年3月12日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①岐阜市保健所地域保健課 地域保健課長 ②地域保健課長	①岐阜市保健所感染症対策課 ②感染症対策課長	事後	組織改編のため
令和3年3月12日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所地域保健課	下500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所感染症対策課	事後	組織改編のため
令和3年3月12日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	岐阜市保健所地域保健課電話:058-252-7191	岐阜市保健所感染症対策課 電話:058-252-0615	事後	組織改編のため
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人 数は何人か	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	対象人数の変更のため
令和3年3月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事前	計数時点を最新のものに更新
令和3年3月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事前	計数時点を最新のものに更新
令和3年3月12日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事前	しきい値判断の変更のため
	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法改正により修正
令和3年12月27日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(追記) 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務に関し、ワクチン接種記録システム(V RS)へ予防接種の実施後に接種記録等を記 登録、予防接種の実施後に接種記録等を記 録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提 供を行う。 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務に関し、予防接種の実施後に、接種 者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感 染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年12月27日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	・健康管理システム ・共通基盤連携システム ・中間サーバ ・福祉総合管理システム ・ワクチン接種記録システム(VRS) ・サービス検索・電子申請機能	事後	・関係システムを明記・VRS、サービス検索・電子申請機能については新型コーケッイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年12月27日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則等の条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため
令和3年12月27日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ①部署	岐阜市保健所感染症対策課	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイ ルスワクチン接種対策課	事後	組織改編のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	感染症対策課長	感染症対策課長、新型コロナウイルスワクチン 接種対策課長	事後	組織改編のため
令和3年12月27日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健 所感染症対策課	〒500-8309 岐阜県岐阜市布通2丁目19番地 岐阜市保健 所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン 接種対策課	事後	組織改編のため
予和3年12月27日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	岐阜市保健所感染症対策課 電話:058-252-0615	岐阜市保健所感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策課 電話:058-252-0615、058-252-05 38	事後	組織改編のため
	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
	Ⅱ しきい値判断項目 □ 2 取扱者数 令和3年4月1日時点 いつ時点の計数か		令和3年9月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠 *番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) *番号法第19条第5号(委託先への提供)		めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93 の2の項・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ	事後	法改正に伴う号ずれの対応
	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 令和3年9月1日時点 いつ時点の計数か		令和4年1月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新